

会 員 各 位

柏市医師会 担当理事 平野 江利香

## 令和6年度 特定健康診査（柏市国保）・75歳以上の健診及び 特定保健指導の実施について

師走の候 先生にはますますご健勝のことと存じます。

さて、令和6年度の特定健診（柏市国保）・75歳以上の健診及び特定保健指導につきまして、ご案内申し上げます。

実施についてご協力いただける場合は、別添の登録票A票にご記入頂き、1月12日(金)までに医師会事務所にファックスでご返送をお願いいたします（FAX番号：7147-1711）。

### 《健診の実施期間》

・ 令和6年6月1日～令和7年1月31日

### 《健診等の対象者・委託料》

健診の種類	健診内容	対象者	委託料(税込)		
特定健康診査 必須診査項目	1) 問診 2) 身体計測 (身長・体重・腹囲・BMI) 3) 身体診察 (理学的検査) 4) 血圧測定 5) 尿検査 (糖・タンパク) 6) 血液検査* 7) メタボリックシンドローム判定 8) 保健指導レベル判定 9) 健診結果説明および返却 10) 特定保健指導対象者への相談案内	40歳～74歳の 柏市国保加入者 (国保人間ドックを受診した者を除く)	9,782 円 (国保連合会への電子データ作成費用を含む)		国保連合会へ 電子化請求
75歳以上の 健康診査 必須検査項目	1) 問診 2) 身体計測 (身長・体重・BMI) 3) 身体診察 (理学的検査) 4) 血圧測定 5) 尿検査 (糖・タンパク) 6) 血液検査* 7) 健診結果説明および返却	千葉県後期高齢者医療に加入している 柏市民 (後期高齢者人間ドック受診者を除く)	9,782 円 (国保連合会への電子データ作成費用を含む)		
上記2健診の 選択診査項目	1) 心電図検査<12誘導> 【健診実施機関での選択項目】	上記健診受診者の内 基準に該当する者及び 医師が個別に必要と判断した者	1,430 円		
	2) 眼底検査 精密眼底検査(眼底カメラ必須)、眼圧測定  【健診実施療機関 または眼科専門機関での実施】	上記健診受診者の 内、健診実施医療機関の 医師が必要と認めた者	健診 機関	眼底 2,002 円 眼底眼圧 2,904 円	柏市へ 請求
			眼科 専門	眼底 5,170 円 眼底眼圧 6,072 円	
			プレ 特定健康診査	必須検査項目は、特定健診に準じる 選択診査項目も、特定健診に準じる	39歳の柏市国保加入者
18歳から38歳の 健康診査	特定健康診査に準じる。 ※但し「選択診査項目」「保健指導レベル判定」「特定保健指導対象者への相談案内」は行わない。	18歳～38歳の柏市国保加入者で 保健事業利用券を交付された者	9,482 円		
柏市健康診査	対象者の年齢により、特定健康診査または75歳以上の健診に準じます ・但し、特定健康診査の内容に準じて実施した場合でも、「保健指導レベル判定」「特定保健指導対象者への相談案内」は行わない	無保険者のうち 申し込みをした 40歳以上の市民	9,432 円 選択診査項目は特定健診に準じる		

**\*血液検査の内容**

特定健康診査・75歳以上の健康診査・柏市健康診査：血清脂質（空腹時中性脂肪（または随時中性脂肪）、HDL-C、LDL-C）、non-HDL コレステロール（総コレステロールを測定し、算出）、肝機能（AST、ALT、γ-GT）、血糖（空腹時血糖、HbA1c）、腎機能（血清クレアチニン、eGFR）、血清尿酸、貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット）

《令和6年度変更事項》

1. 標準的な質問票（問診）

- ① 喫煙や飲酒に係る質問項目については、より正確にリスクを把握できるように詳細な選択肢へ修正
- ② 特定保健指導の受診歴を確認する質問項目に修正

2. 基本的な健診の項目

- ① 血中脂質検査における中性脂肪において、やむを得ず空腹時以外で中性脂肪を測定する場合は、食直後を除き随時中性脂肪による血中脂質検査を可とする

《プレ特定健診について》

令和6年度も「18歳から39歳までの健診」のうち、39歳の対象者について特定健診と同等の検査を実施します。対象者は、昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までに生まれた柏市国保加入者です。記録票は特定健診と同じ用紙を使用しますが、柏市に直接請求となります。

《特定保健指導》

支援の別	内 容		委託料(税込)		備 考
			面接	電話	
動機付け	初回支援		6,270円		初回面接シート提出
	初回支援 (分割実施)	1回目	5,335円		
		2回目	3,003円	803円	
	実績評価		3,278円	803円	実績評価シート提出
積極的	初回支援		6,270円		初回面接シート提出
	初回支援 (分割実施)	1回目	5,335円		
		2回目	3,003円	803円	
		継続支援		3,003円	803円
	実績評価		3,278円	803円	実績評価シート提出

《特定保健指導について》

- ・ 生活習慣改善のための3カ月間にわたる継続的な保健指導を行います。
- ・ 実施期間は令和6年6月1日～令和7年9月30日（令和6年度に開始した保健指導が終了するまで）。
- ・ 特定保健指導を受託しない場合は、従来通り柏市の特定保健指導をご紹介下さい。
- ・ 詳しくは「令和6年度 柏市国保特定保健指導の概要」（別添）をご参照ください。

《留意事項》

※お引受け頂いた項目については、1年間継続して実施して頂きますようお願いします。

- ・ 眼底検査を眼底検査実施医療機関で実施した場合は、眼底検査実施医療機関から柏市へ「眼底検査委託料」を請求し、柏市から直接支払われる方式です。このため特定健診実施医療機関においては、眼底検査委託料を除いた金額を国保連合会へ請求します。
- ・ 特定健康診査実施医療機関には、心電図検査実施可能であることが求められています。
- ・ 柏市では、「柏市で行う肝炎ウイルス検査」・「柏市骨粗しょう症検査」の対象者に原則特定健診との同時実施をすすめています。
- ・ 詳しくは令和6年5月に開催予定の医療機関説明会でご案内いたします。

《登録方法》 **A票**の特定健診及び特定保健指導の欄に記載してください。

# 令和6年度 柏市国保特定保健指導の概要

別添

- 対象者 自機関で柏市国保特定健診(個別健診・人間ドック・脳ドック等)を受診し、階層化の結果、特定保健指導対象者と判定された者
- 実施場所 特定保健指導実施機関
- 実施担当者 医師、保健師又は管理栄養士
- 教材等 柏市国保にて、特定保健指導の案内書類および教材を準備
- 自己負担 無料
- 特定保健指導の流れ

特定保健指導の案内文・生活習慣質問票は、対象者全員に渡すようにしてください。

動機づけ支援		積極的支援	
初回支援(方法1:健診当日と結果説明日に初回支援を実施 方法2:結果説明日に初回支援を実施)			
		継続支援 1ヵ月後	支援の合計 180 ポイント以上の実施が必須
実績評価(初回支援から3ヵ月後の翌日以降)			

## ●初回支援の実施期間

- (1) 令和5年度の特定健診からの対象者: 令和6年5月末まで
- (2) 令和6年度の特定健診からの対象者: 令和6年6月から令和7年5月末まで

	令和5年度からの対象者	令和6年度からの対象者
初回支援実施日	令和6年5月末まで	令和6年6月から令和7年5月末まで
請求に関して	「令和6年度 特定保健指導委託料請求書・請求明細書」をご利用ください。	
実績評価実施日	令和6年9月末までを基本とする	令和7年4月から5月実施分については次年度の方法に従ってください。
請求に関して	翌月15日までにご報告ください。	

## ●特定保健指導中のかたの特定健診と特定保健指導の受診(利用)時期に関して

令和5年度の特定保健指導対象者に対する令和6年度の特定健診の受診は、特定保健指導の実績評価を行う前であっても差し支えありません。ただし、実績評価が完了する前に令和6年度の特定保健指導の初回支援を実施しないようにしてください。

## ●各月の提出書類(翌月15日までに市へ提出。土日・祝日の場合はその前日。)

以下のものを柏市健康増進課に提出していただきます。

- ①委託料請求書
- ②委託料請求明細書

**初回支援実施分 継続支援実施分 実績評価実施分: 特定健診の年度ごとに分ける**

- ③特定保健指導実施報告書
- ④「初回面接シート」「支援記録シート」「実績評価シート」

各シートは3枚複写になっています。1枚目:本人用 2枚目:柏市提出用 3枚目:実施機関控えとして使用してください。

- ⑤健診結果の写し

(初回支援または初回分割実施2回目提出時)

●初回面接の分割実施(健診実施日に初回支援1回目を実施)について

①健診日

健診日当日に、腹囲、体重、血圧、喫煙歴等から特定保健指導対象と見込まれる者に対して、初回支援1回目を実施します。

専門職(医師・保健師・管理栄養士)が行動計画を暫定的に作成します。

②結果説明日

全ての検査結果が揃った後に、医師が総合的な判断を行った上で、専門職が本人に面接もしくは電話にて初回支援2回目を実施、行動計画を完成させます。

※初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後3か月以内に実施。

※実績評価は、初回面接2回目から3か月経過後に実施。

特定保健指導の実施内容

<R6 年度変更事項>

●評価体系の見直し

①特定保健指導の実施評価にアウトカム評価を導入。

主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減とし、生活習慣病予防につながる行動変容や腹囲1cm・体重1kg減をその他の目標として設定。

②プロセス評価は、介入方法により個別支援(ICT含む)、電話、電子メール等とし、時間に比例したポイント設定ではなく、介入1回ごとの評価とする。

③支援Aと支援Bの区別は廃止。

④ICTを活用した場合も同水準の評価とする。

⑤特定健康診査実施後の特定保健指導の早期実施を新たに評価する。

●特定保健指導の初回面接の分割実施の条件緩和

特定健康診査実施日から1週間以内であれば、初回面接の分割実施として取り扱えるよう条件を緩和。

<実施概要>

①動機づけ支援

	方法・実施時間	主な実施内容
★必須 初回支援	面接 最低20分	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測(体重・腹囲・血圧)</li> <li>生活習慣に関するアセスメント、生活習慣の振り返り</li> <li>健診結果の説明とメタボリックシンドロームに関する説明</li> <li>生活習慣改善のための目標・行動計画作成(「初回面接シート」提出)</li> </ul>
★必須 実績評価	面接 または 電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測(体重・腹囲・血圧)</li> <li>実施状況確認(「実績評価シート」提出)</li> <li>継続した取り組みへの動機づけ</li> </ul> <p>※電話の場合は、「実績評価シート」の返送を受けることが必要 (あるいは、聞き取った内容を、シートに記録する)</p>

②積極的支援:標準として,計3回の面接(初回,継続,実績)を実施します

	方法・実施時間	プロセス評価ポイント	主な実施内容
★必須 初回支援	面接 最低20分		<ul style="list-style-type: none"> <li>計測(体重・腹囲・血圧)</li> <li>生活習慣に関するアセスメント,生活習慣の振り返り</li> <li>健診結果の説明とメタボリックシンドロームに関する説明</li> <li><b>生活習慣改善のための目標・行動計画作成</b> <b>(「初回面接シート」提出)</b></li> <li>次回の予定について説明(できれば日時予約)</li> <li>※早期実施について</li> <li>健診当日初回面接を行った場合:20P</li> <li>健診後1週間以内に初回面接を行った場合:10P</li> </ul>
継続支援 (1ヵ月後)	面談 or 電話 or 手紙	面談70P 電話30P 手紙30P	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測(体重・腹囲・血圧)</li> <li>実施状況確認(「支援記録シート」提出)</li> <li>健康プランの修正,追加等</li> <li>次回の予定について説明(できれば日時予約)</li> <li>※面談は1回当たり10分以上</li> <li>※電話は1回当たり5分以上</li> <li>※手紙は支援1往復</li> </ul>
★必須 実績評価	面談 or 電話 or 手紙	面談70P 電話30P 手紙30P	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測(体重・腹囲・血圧)</li> <li>実施状況確認(「実績評価シート」提出)</li> <li>継続した取り組みへの動機づけ</li> <li>☆アウトカム評価ポイント</li> <li>腹囲 2.0 cm以上かつ体重 2.0 kg以上減少:180P</li> <li>腹囲1.0 cm以上かつ体重1.0 kg以上減少:20P</li> <li>食習慣の改善:20P</li> <li>運動習慣の改善:20P</li> <li>喫煙習慣の改善:30P</li> <li>休養習慣の改善:20P</li> <li>その他の生活習慣の改善20P</li> <li>※面談は1回当たり10分以上</li> <li>※電話は1回当たり5分以上</li> <li>※手紙は支援1往復</li> </ul>
プロセス評価ポイントとアウトカム評価ポイントを合わせて最低のポイントは必ず満たすように実施します。			最低必須ポイント <b>180P</b>